

# 審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第5条第5項
処 分 の 概 要	認定証の再交付
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第7条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	14日
申 請 先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	警察本部交通部交通企画課
備 考	